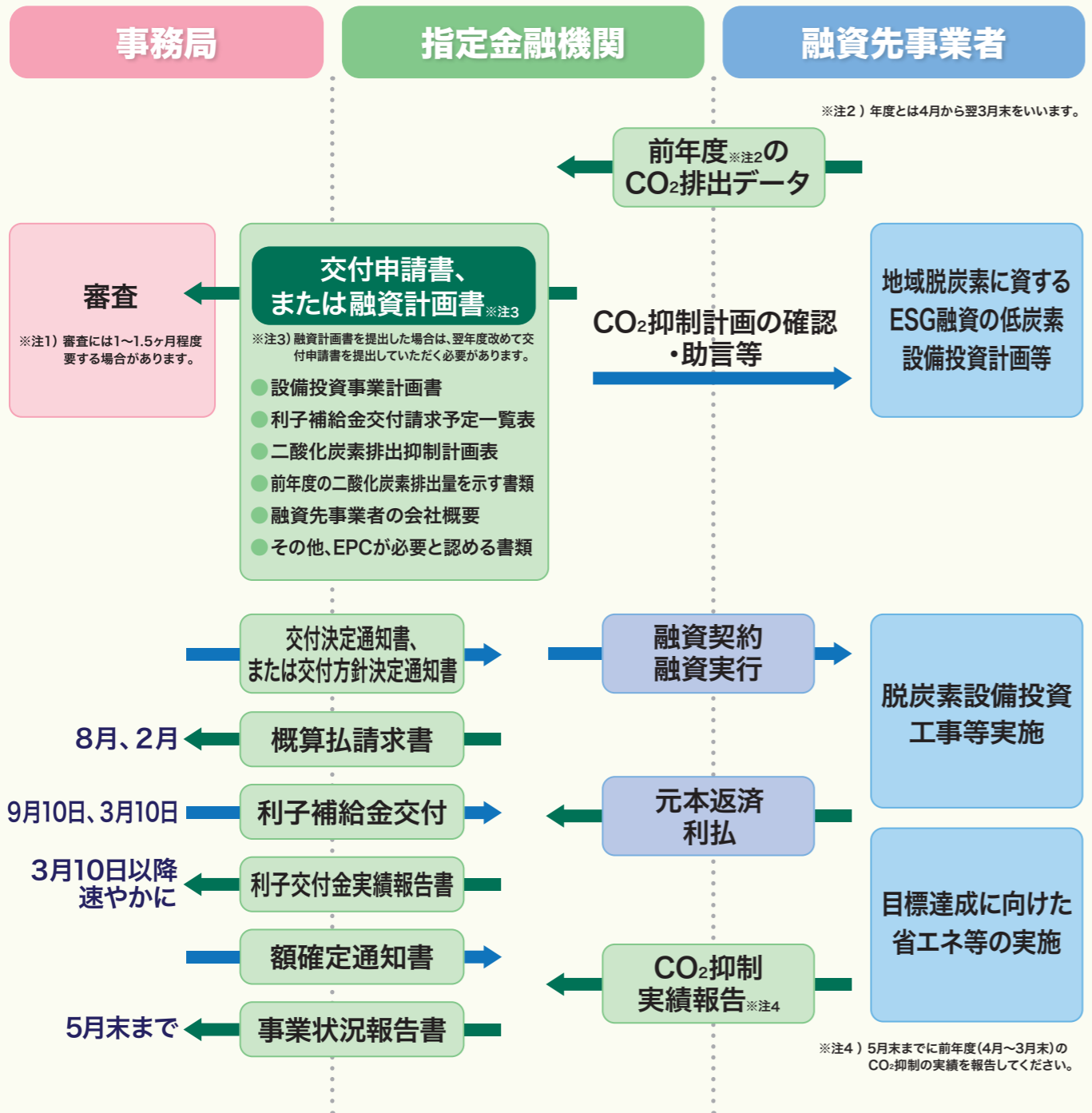


利子補給の対象は、地域脱炭素に資するESG融資に限ります。

交付申請フロー



ご不明な点は、お取引金融機関にお問い合わせ下さい。

一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC) https://epc.or.jp/fund_dept/datsutanso/r4_shiteikin_koubou

E-Mail : info.fund@epc.or.jp 電話 : 03-5468-6753 (電話受付時間 9:30~12:30、13:30~17:30 土日祝日を除く) ※通話料がかかります。
※電話で問い合わせた場合であっても、そのお問い合わせ内容をE-Mailにて送付してください。

地域脱炭素融資促進利子補給事業

環境省利子補給事業

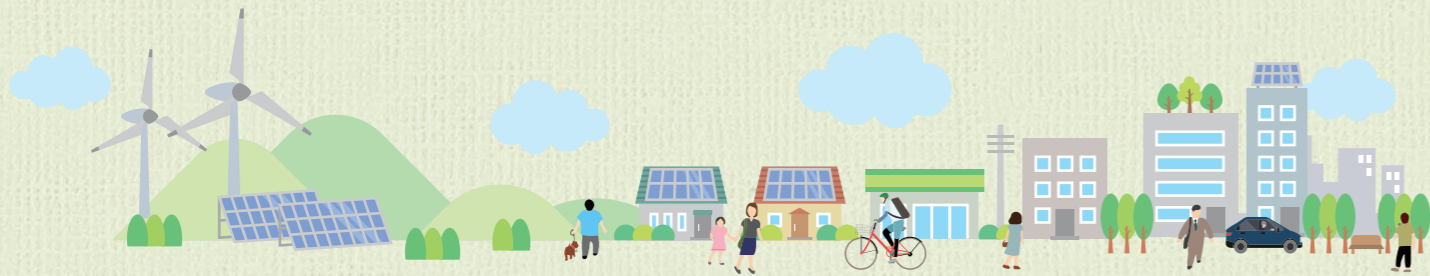
再エネ・省エネ設備投資に向けた脱炭素融資の利息の最大1%を補給します。

利子補給率 最大 1.0% <small>※1</small>	利子補給期間 最大 3年間 <small>※2</small>
利子補給金支払 年 2回 <small>※3</small>	交付対象融資額 最大 10億円

※1 貸付利率1.3%以上→利子補給率=1.0%。貸付利率1.3%未満→利子補給率=貸付利率-0.3%。
 なお、貸付利率が0.3%以下の場合は、利子補給の対象にはなりません。
 ※2 融資の償還期限が先に到来する場合は、当該期限まで。
 ※3 年2回、9月と3月に利子補給金を支払います。
 (注)申請にあたっては公募要領と交付規程を必ずご確認ください。



一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC)



利子補給金の申請に必要な書類

- ▶ 交付申請書、または融資計画書
- ▶ 利子補給金交付請求予定一覧表
- ▶ 前年度の二酸化炭素排出量を示す書類
- ▶ その他、EPCが必要と認める書類（工事費見積書等）
- ▶ 設備投資事業計画書
- ▶ 二酸化炭素排出抑制計画表
- ▶ 融資先事業者の会社概要

その他、利子補給期間中は毎年度終了後に事業状況報告書を提出する必要があります。



交付決定後の注意事項

以下の変更を行う場合は、あらかじめEPCに融資条件等変更承認申請書を提出する必要があります。

- ▶ 融資条件が変更になった場合
- ▶ 資金使途が変更になった場合
- ▶ 事業計画(工事期間等)が変更になった場合
- ▶ その他、交付申請書や融資計画書の内容に変更が生じた場合、等



対象となる取組事例の紹介

事例1

利子補給金を活用した融資により、蛍光灯照明をLED照明へ交換工事を行うことにより、二酸化炭素排出抑制につながった。



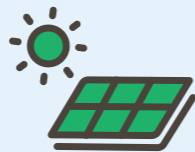
事例2

利子補給金を活用した融資により、工場の空調設備を省エネタイプの設備に入れ替えることにより、空調設備の消費電力を大きく削減し、電気代と二酸化炭素排出量抑制につながった。



事例3

利子補給金を活用した融資により、太陽光発電設備を設置したことにより、大幅な二酸化炭素排出抑制につながった。



Q&A

よくある質問と回答



Q 地域脱炭素に資するESG融資とはどのような融資のことを言いますか。



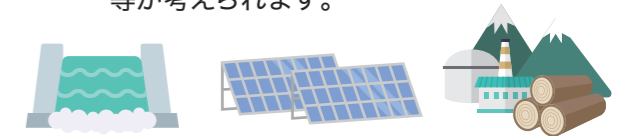
A 地域脱炭素に資するESG融資とは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の要素を考慮して行う地域循環共生圏の創出に資する省エネ・再エネ設備投資を行う融資であって、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体が作成する実行計画等、地球温暖化対策又は地域活性化等を目的とする条例等若しくは地方公共団体が地球温暖化対策又は地域循環共生圏の創出のために作成する計画等と整合する融資を言います。自治体が作成する地球温暖化対策計画書などのどの部分と整合するか、マーキングなどをして提出してください。



Q どのような融資が利子補給の対象となりますか。



A 交付規程第3条(1)の要件を満たす省エネ・再エネ設備融資が対象になります。具体例としては、
・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線及び蓄電池
・バイオマス発電設備
・水力発電設備
・省エネ性能の高い機器への更新(製造設備、LED照明、空調設備等)
・事務所の省エネ改修(断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等)
等が考えられます。



Q 交付申請書と融資計画書はどのような場合に提出するのですか。



A 2月10日までに融資実行日が設定された案件の場合は交付申請書を提出してください。2月11日以降翌年2月10日までに融資実行予定の案件の場合は、融資計画書を提出してください。融資計画書を提出することにより、次年度の交付申請に対して利子補給を予定しますが、次年度の予算が確保されることが前提であり、利子補給を確約するものではありません。



Q 省エネ建物は対象になりますか。



A 省エネ建物の場合、省エネ性能を有する建物内の設備が対象となり得ます。具体的には、断熱材、サッシ及び断熱ガラス材、空調・給湯設備及びその配管、受変電設備、省エネ機器と一体不可分の制御盤・分電番・配管配線、BEMS機器等が対象となります。

